

第7条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、本契約において紹介した応募者と直接連絡を取り、又は直接採用してはならない。

第8条（紹介手数料）

1. 甲は、第1条(1)により乙が紹介した応募者の内定を決定し、応募者(以下、採用者という)が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。採用者が入社意志を文書等にて示したにもかかわらず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。
2. 甲と乙は、乙から甲へ紹介された採用者ごとに覚書を締結する。
3. 甲が乙に支払う紹介手数料は甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分の40%に消費税を加算した額とする。
4. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により6カ月以内に退職又は相当の都合により解雇したときは、乙は甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。ただし、甲の採用者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用者が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、採用者が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返還はしないこととする。

紹介手数料の返還は採用者の退職日の翌月末以内に、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により行うこととする。

入社後1カ月未満の場合：本件報酬の80%

入社後1カ月以上6カ月未満の場合：本件報酬の50%

入社後6カ月以上：返還額なし

5. 第1条(2)のサービスに対する報酬、支払い方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。